

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

避難指示区域等における被保険者等の一部負担金等の免除措置に対する
財政支援の延長について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中
健康保険組合連合会		御中
全国健康保険協会		御中
公益社団法人	国民健康保険中央会	御中
社会保険診療報酬支払基金		御中
財務省主計局給与共済課		御中
文部科学省高等教育局医学教育課		御中
文部科学省高等教育局私学行政課		御中
総務省自治行政局公務員部福利課		御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室		御中
警察庁長官官房教養厚生課		御中
労働基準局労災管理課		御中
労働基準局補償課		御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合		御中

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和 7 年 2 月 20 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事務連絡
令和7年2月20日
(令和7年3月28日一部改正)

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和6年2月22日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和7年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得層（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）（平成26年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く。）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和8年2月28日までの間に係るもの
- ・ 令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和7年9月30日までの間に係るもの

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和7年度において、令和7年2月28日までと同様の財政支援を予定していること。

なお、平成26年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の被保険者等の一部負担金であって、令和7年3月31日までに受けた療養に係る一部負担金について、令和7年度の財政支援を予定している。ただし、令和6年度までに財政支援を受けているものは除く。

2 令和7年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

- ① 平成28年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和7年度相当分の保険料（税）額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額の半額について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、財政支援を予定していること。

- ② 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和7年度相当分の保険料（税）額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額、及び

令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等の令和7年度相当分の保険料（税）額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和7年4月分から9月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和7年度において、令和7年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

3 令和6年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和6年7月3日付け保国発 0703 第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「令和6年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和6年7月5日付け保高発 0705 第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う令和6年度相当分の保険料（税）の免除措置については、令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、令和6年度末に資格を取得したこと等により令和7年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を令和7年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

4 特定健康診査の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成26年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く）の被保険者等の特定健康診査（高齢者保健事業における健康診査を含む。以下同じ。）の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置
- ・ 令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等に対して行った、令和7年9月30日までの間に係る特定健康診査の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、令和7年度において、令和7年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「上位所得層」とは、

- ① 健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）第40条第1項及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第16条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者
- ② 国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和6年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和7年7月までの間において、令和5年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- ③ 後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和6年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和7年7月までの間において、令和5年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

（※3）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相

馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等 (葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)の区域、令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の区域及び令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)をいう(ただし、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。)。